

【令和7年度恵那市立山岡小学校「学校いじめ防止基本方針】

はじめに

ここに定める「恵那市立山岡小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」第2条 いじめの定義

(2) 基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、いじめはいつでも、どこでも、誰もが起こして、誰に対しても起こりえるという認識と、今も密かに進行中かもしれないという危機感を常にもち、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、全教育活動を通じていじめの防止等のための対策を行う。

(3) 学校としての構え

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう に、保護者及び関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ未然防止のための取り組み

(1) 本年度の重点

- 「笑顔」と「挑戦」をキーワードとし、一人ひとりに「自分のよさ」を自覚させ、自尊感情を育む。毎日の授業を大切にし、子ども一人一人のよさを、教師や子ども同士で評価することを通して、自分も仲間も「笑顔」で過ごせる人をいじめない学校生活を確立する。
- 児童一人ひとりのよさを保護者と共有する機会を増やす。

(2) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

- ①学校の伝統となる価値ある活動（常時活動の充実や人権週間に関わる取り組み等）を児童が自主的に行うよう支援する。
- ②児童の豊かな情操と道徳心を培うため、全教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。

(3)児童一人一人に自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

- ①全教育活動を通して自他の生命を大切にする心を育てる。
- ②児童が他者と関わる表現力を培う。
- ③人とのつながりを大切にした体験活動を推進する。
- ④児童の自尊感情を育み、学校が楽しく充実しているという実感が得られるような教育活動を推進する。

(4)インターネットを通じて行われるいじめ防止のために保護者及び児童に啓発活動を行う。

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取り扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1)「いじめはどの学校、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、すべての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見つける。（登下校指導、授業巡回、給食、掃除指導等の様々な場面で表情、言動、服装、児童相互の関係性、持ち物等の変化）

(2)変化がある児童が見つかった場合は、情報を共有して問題の早期解決を図る。

(3)児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・アンケート調査 年間4回以上
(市・県の行うアンケートがある月は兼ねる)

(4)児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談担当者を定め、児童及び保護者に明示する。

- ・スクールカウンセラーの紹介（出勤日及び依頼方法）
- ・いじめ相談窓口の設置
- ・市教育相談室等関係機関の相談窓口を併せて紹介する。

4 いじめの未然防止・対策委員会の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

- ①いじめの早期発見に関する事（アンケート調査、教育相談等）
- ②いじめ防止に関する事。
- ③いじめ事案に対する対応に関する事。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。
- ⑤年間3回（内1回は外部専門家を含む）開催する。

いじめ事案発生時は緊急開催とする。

- ⑥構成員（⑦はいじめ担当教諭として本会議の主務を担当する）

校長、教頭、教務主任、⑧生徒指導主任、ブロック主任、養護教諭、教育相談コーディネーター
※必要に応じて保護者代表、主任児童委員、学校評議員等の第三者やスクールカウンセラー
・スクールソーシャルワーカー等の心理及び福祉の専門家を招請する。
※学年の実態に適したSST等を見通しをもって実施する。

5 いじめの未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取り組み内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校報、Webページ等による「学校いじめ防止基本方針」(以下「方針」)等の発信 ・職員研修会の実施(「方針」、前年度のいじめの実態と対応等) ・PTA総会で「方針」説明 ・二者懇談会(希望制 4月30日～5月7日) 	「方針」の確認
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ&心のアンケートの実施① ・アンケートを受けての教育相談 ・QU検査実施① 	連休指導
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよし遊び(たてわり活動)開始 ・いじめ&心のアンケートの実施② ・アンケートを受けての教育相談 ・「いじめ未然防止・対策委員会」 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・二者懇談会(7日～10日) ・児童対象「ネットいじめ研修」 ・PTA情報モラル研修会 ・職員による自己評価 ・職員研修会(QU研修会) 	夏季休業の指導
8月 9月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会(ネットいじめ研修会、教育相談研修会) ・2学期スタートに向けての児童の様子交流 ・教育相談(休み中の暮らし・新学期の適応に関わって) 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ&心のアンケートの実施③ ・アンケートを受けての教育相談 ・学校生活アンケートの実施 ・QU検査実施② 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・QU検査の結果の分析 ・「いじめ未然防止・対策委員会」 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ&心のアンケートの実施④ ・アンケートを受けての教育相談(二者懇談で保護者と共有) ・二者懇談会(2日～5日) ・ひびきあいの日(人権週間の取り組み) ・児童会行事「遊びのお店」 ・職員による自己評価 	冬季休業の指導
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・3学期スタートに向けての児童の様子交流 ・いじめ&心のアンケートの実施⑤ ・アンケートを受けての教育相談 ・SC教育相談 	
2月	・「いじめ未然防止・対策委員会」	
3月	・教育相談	学年末休業の指導

6 いじめ問題発生時の対応

(1)いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・いじめや、その可能性のある時案を察知した場合は、直ちに教頭に連絡し、「いじめ未然防止・対策委員会」の開催を要請し、教頭は事態の確認を行い校長に報告するとともに「いじめ未然防止・対策委員会」の開催ができるように調整する。その後必要な措置を講ずる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかにかつ丁寧に事実確認を行うとともに恵那市教育委員会に報告する。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、毅然とした指導を行うとともにいじめを受けた児童や保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、自分の行為を振り返る中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚すると共に、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分に配慮した事後の対応に留意すると共に、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、恵那市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(2)重大事態への対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ・重大事態が発生した旨を、速やかに恵那市教育委員会に報告する。
- ・同種の事態発生を防止に資するため、恵那市教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、恵那市教育委員会に報告すると共に、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

7 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の3点を学校 評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・いじめの未然防止に関するこ
- ・いじめの早期発見に関するこ
- ・いじめの対応及び再発防止に関するこ。

8 個人情報の取り扱い

個人調査（アンケート等）について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要になることから5年間保存する。

9 「いじめの解消」の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

【①いじめに係る行為が止んでいること】

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるもの）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

【②被害者が心身の苦痛を感じていないこと】

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。